

越 契 第 2 5 3 号

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

越谷市労働報酬等審議会

会長 横 家 豪 様

越 谷 市 長 福 田



労働報酬下限額について（諮問）

越谷市公契約条例第 6 条第 3 項に基づき、次の事項について諮問し
ます。

諮問事項

令和 8 年度労働報酬下限額について